

議案第 9 号

千曲市教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

千曲市教育委員会事務処理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1 教育長が専決する事項の項第3号中「、副部長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年5月22日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

P 7 6 6 1

条例、規則等の名称	千曲市教育委員会事務処理規則
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
提案理由 1 改正内容 当該規則別表第 3 で示す教育長が専決する事項の「副部長」を削除する。	

千曲市教育委員会事務処理規則（平成15年千曲市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第3（第6条関係） 1 教育長が専決する事項 (1) 事務局等職員（課長級以上の職員を除く。）の任免及び分限（免職を除く。）に関する事。 (2) 市費負担学校職員（課長級以上の職員を除く。）の任免及び分限（免職は除く。）に関する事。 (3) 部長、副部長及び参事（以下「部長職」という。）の職員の諸願出に関する許認可に係る事項 (4) 部長職の職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替え、半日勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定に係る事項 (5) 部長職の職員の旅行命令に係る事項 (6) 特に重要又は異例な通知、申請、届出、報告、照会、回答、願書等に係る事項 (7) 訓令、告示、公告等で異例なものに係る事項 (8) 1件1,000万円未満の教育財産の取得及び処分申出に関する事。 (9) 許可、免除、免許、認可、承認、指定、取消し、禁止、停止等の行政処分及び審査請求に対する裁決等の処分のうち、異例なもの。ただし、現に紛争があるもの及び処分の結果そのおそれのあるものを除く。 (10) 教育委員会の所掌に係る重要な広報、広聴等に関する事。 (11) 教育委員会名をもって行う行事の共催、後援、協賛等に関する事。 (12) 教育部長が専決する事項のうち、教育部長が教育長の決裁を要すると認めるもの 2 教育部長が専決する事項 (1) 事務局等職員の嘱託職員の任免に係る事項 (2) 副参事、課長、担当課長、所長、館長、主幹、技幹及び調整幹（以下「課長	別表第3（第6条関係） 1 教育長が専決する事項 (1) 事務局等職員（課長級以上の職員を除く。）の任免及び分限（免職を除く。）に関する事。 (2) 市費負担学校職員（課長級以上の職員を除く。）の任免及び分限（免職は除く。）に関する事。 (3) 部長_____及び参事（以下「部長職」という。）の職員の諸願出に関する許認可に係る事項 (4) 部長職の職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替え、半日勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定に係る事項 (5) 部長職の職員の旅行命令に係る事項 (6) 特に重要又は異例な通知、申請、届出、報告、照会、回答、願書等に係る事項 (7) 訓令、告示、公告等で異例なものに係る事項 (8) 1件1,000万円未満の教育財産の取得及び処分申出に関する事。 (9) 許可、免除、免許、認可、承認、指定、取消し、禁止、停止等の行政処分及び審査請求に対する裁決等の処分のうち、異例なもの。ただし、現に紛争があるもの及び処分の結果そのおそれのあるものを除く。 (10) 教育委員会の所掌に係る重要な広報、広聴等に関する事。 (11) 教育委員会名をもって行う行事の共催、後援、協賛等に関する事。 (12) 教育部長が専決する事項のうち、教育部長が教育長の決裁を要すると認めるもの 2 教育部長が専決する事項 (1) 事務局等職員の嘱託職員の任免に係る事項 (2) 副参事、課長、担当課長、所長、館長、主幹、技幹及び調整幹（以下「課長

職」という。)の職員の諸願出に関する許認可に係る事項 (3) 課長職の職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替え、半日勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定に係る事項 (4) 課長職の職員の旅行命令に係る事項 (5) 重要な通知、申請、届出、報告、照会、回答、願書等に係る事項 (6) 課長職の職員の時間外勤務及び休日勤務命令に係る事項 (7) 1件300万円未満の教育財産の取得及び処分 of 申出に関すること。 (8) 許可、免除、免許、認可、承認、指定等の行政処分のうち、成規又は条例によるもの (9) 審査請求に対する裁決等の処分のうち、先例によるもの (10) 訓令、告示、公告等で異例でないもの (11) 重要又は異例な諸証明に係る事項 (12) 教育機関名をもって行う行事の共催、後援、協賛等に関すること。 (13) 課長が専決する事項のうち、課長が教育部長の決裁を要すると認めるもの	職」という。)の職員の諸願出に関する許認可に係る事項 (3) 課長職の職員の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替え、半日勤務時間の割振り変更並びに休日の代休日の指定に係る事項 (4) 課長職の職員の旅行命令に係る事項 (5) 重要な通知、申請、届出、報告、照会、回答、願書等に係る事項 (6) 課長職の職員の時間外勤務及び休日勤務命令に係る事項 (7) 1件300万円未満の教育財産の取得及び処分 of 申出に関すること。 (8) 許可、免除、免許、認可、承認、指定等の行政処分のうち、成規又は条例によるもの (9) 審査請求に対する裁決等の処分のうち、先例によるもの (10) 訓令、告示、公告等で異例でないもの (11) 重要又は異例な諸証明に係る事項 (12) 教育機関名をもって行う行事の共催、後援、協賛等に関すること。 (13) 課長が専決する事項のうち、課長が教育部長の決裁を要すると認めるもの
---	---